会 議 録

会議名		平成20年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会
事務局		市民部経済課産業振興係
開催日時		平成20年11月17日(月)午前9時30分~午前11時30分
開催場所		小金井市役所第2庁舎8階801会議室
出	委 員	石井忠史、柿崎久実恵、山岸春彦、小林功 髙橋寛、久保昇
席	その他	なし
者	事務局	川合修 経済課長 高橋秀治 産業振興係長 井出信綱 産業振興係主事
傍聴の可否		可・不可・ (一部不可) 傍聴者数 0人
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由		延滞案件等法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれて いるため(小金井市情報公開条例第5条第1項第3号)
会議次第		別紙のとおり
会議結果		別紙「審議経過」のとおり
提出資料		別紙のとおり
その他		なし

平成20年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時:平成20年11月17日(月)

午前9時30分~午前11時30分

場 所:小金井市役所第2庁舎8階801会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 平成19年度融資あっせん・実行状況について
 - (2) 平成20年度融資あっせん・実行状況について
 - (3) 延滞案件について
 - (4) 金利変動に伴う貸付利子の変更について
 - (5) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度について
 - (6) 小口零細企業保証制度の取扱いについて
 - (7) その他
- 3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成19年度あっせん・実行状況集計表
- 資料2 平成20年度あっせん・実行状況集計表
- 資料3 延滞案件調べ
- 資料4 小金井市小口事業資金融資利率改定の履歴表
- 資料 5 原材料価格高騰対応等緊急保証制度について
- 資料 6 小口事業資金あっせん制度実行率の推移

平成20年度小口事業資金あっせん制度否決・辞退の内訳 小金井市小口事業資金融資あっせん金融機関別申込状況表

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

2 新任委員挨拶

平成20年4月に商工担当部長である市民部長が人事異動により交代となったため、新任委員として挨拶を行った。

本日委員全員の出席を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成20年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

3 議事

(1) 平成19年度、(2) 平成20年度融資あっせん・実行状況について

事務局: 別添資料1と資料2を基に、平成19年度、及び平成20年9月末現在の平成20年度の申し込み状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員: 平成20年度の実行状況の中で、否決が7件と増えているが、これは金融機関の審査が厳しくなったためか。

事務局: その点については議題(6)の小口零細企業保証制度の取り扱いについての中での内容にもなるので、後ほど資料を基にお話させていただきたい。

委員: 平成20年度の実績報告の中で、業種別の不動産業の申込件数が1件であるが、 平成19年度の申込件数11件と比較して大きく減少している、不動産業界に大きな変化があったのか。

事務局: 小金井市の制度融資の場合、不動産業といっても収益物件による不動産賃貸業の申込者が多い。実際に土地や建物の売買を行う不動産業者の資金需要は何千万、何億という単位なので、市の運転資金600万円が限度額の小口融資の申込みはほとんどない。平成19年度は空き部屋のリフォーム資金などの申込がたまたま多かったのが要因である。土地や建物の売買を行う不動産業者は、現在国で行っている原材料価格高騰対応等緊急保証制度で一般保証と別枠で2億8千万までの申し込みが可能なため、この制度での申し込みが多い。

(3)延滞案件について

事務局: 別添資料3を基に、経過と資料説明を行った。

委員: 補足説明として、当該借受人についてはこれまでの流れから特段大きな変化無く、毎月1万円ずつの入金を滞りながらも続けている。これを引き続き促すとともに、道路拡張による移転費用からの未収利息含めた一括返済を期待している。

委員: こういった延滞案件についても市は利子補給を行っているのか。

事務局: 市の利子補給の考え方というのは、延滞を認めていない。また、通常3回以上 の延滞は信用保証協会の代位弁済の対象になると思うが、代位弁済の時点で利子 補給は中止している。

(4) 金利変動に伴う貸付利子の変更について

事務局: 資料4を基に、金利変動に伴う貸付利子の変更について、説明報告を行った。 平成18年第2回目の審議会において、金利の変動分については、借受人負担 と利子補給で折半すべきとの意見をいただき、その考えを踏襲してきたところで はあるが、今回の金利の引き下げについては、現状の経済情勢を踏まえ、借受人 負担金利を下限金利まで引き下げた。これは理事者との協議の上での判断でもあ る。審議会前に対応する必要があったことから、審議会へは事後の報告とさせて いただく。今後については折半の考え方を引き続き踏襲していく。

委員: 平成20年11月17日からの申込み受付分の金利が変わるのか。

事務局: 小金井市の制度融資は変動金利制をとっているので、平成20年11月17日 をもって全ての借受人の金利が変わる。

(5) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度について

事務局: 資料5を基に、原材料価格高騰対応等緊急保証制度について、説明報告を行った。

委員: 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定とはどういったものか。

事務局: 前回、平成19年度第2回目の審議会で報告させていただいたセーフティネット保証の信用保険法第2条第4項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する5号の事由である全国的に業況が悪化している業種に属する事業者が、事業所のある区市町村に申請をし、区市町村長が認定要件に該当するか否かを認定するというものである。今回は、10月31日から適用される保証の申込要件の売上高減少率などの数値が緩和され、また、対象業種が大きく拡大された。

委員: 申請してから市で認定書が発行されるまでどれくらいかかるのか。

事務局: 最大で2、3日いただいているが、なるべく翌日に発行するよう努力している。

委員: 市では申請から2、3日以内で認定書を発行するとのことだが、融資されるかどうかというのは、保証協会と金融機関でまた審査で時間が一定程度かかるのではないか。

事務局: 保証協会に確認したところ、現在申込みが殺到している状態ではあるが、問題 のない先については保証承諾を順次出していく、との回答だった。

(6) 小口零細企業保証制度の取扱いについて

事務局: 資料6を基に、小口零細企業保証制度の取扱いについて、説明報告を行った。 昨年度から、市の制度融資内に国の小口零細企業保証制度を導入するかどうかの 可否について審議していただいているところである。前回の審議会で実際貸し渋 りが起きるかどうか責任共有制度開始後1年間のデータを基に次回の審議会で 検証する、ということになっていたので、今回は実際1年間のデータを基に検証 していきたい。先ほどご質問があったとおり、今年度は若干否決件数が多くなっ ているが、実行率については過去数年からの推移を見ても大きな低下は見られな い。次にその否決件数7件の内訳を見てみると、7件中5件は保証協会で否決さ れたものであり、金融機関の貸し渋りには当たらない。保証協会の審査では全部 保証の申込みであろうが、部分保証の申込みであろうが、保証対象にならない先 についての保証承諾はされない。金融機関で否決された件数というのは実際2件 で、年間の申込みが全て実行されるというのは、まずありえないことであり、自 然な数値ともいえる。 事務局: 小口零細企業保証制度創設の意味というのは、金融機関の貸し渋り対策のためであり、この数値をもって貸し渋りが起きているとはいえないと判断している。また、小金井市の制度融資の申し込み件数の90%前後は都市銀行ではなく、地域金融機関で取り扱っており、事務局で今年はじめに各地域金融機関の支店長と面談した際には一様に地域との共存が使命であり、貸し渋りはしない、ということを確認している。今年度の申込み件数も前年度比で微増の推移をしており、申請者が申込みを躊躇するという動きも見られない。現行の責任共有制度の保証であれば、借受人は8割の保証料で負担軽減にもなっている。

以上のことから事務局としては現行のまま運用していくことを提案したい。

委員: 金融機関の否決というのは保証協会に出した後に行われるのか、前に行われる のか。

事務局: 一般的には保証協会に出す前に金融機関は一定の審査をしている。保証協会に 先に申し込んで保証協会から金融機関を紹介されるケースもある。

委員: 他に質問は無いようなので事務局一任としたい。

(7) その他

事務局: 昨今の経済情勢から中小企業への支援として年末年始の資金需要に対応する小口融資の緊急対策を考えている。内容的には本審議会で報告できる段階までいっていないが、12月から実施できる内容を詰めて調整しているところである。

各委員: 特になし

4 閉 会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー(小金井市役所第二庁舎六階)にて閲覧できます。